

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年4月26日
【会社名】	エーザイ株式会社
【英訳名】	Eisai Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役CEO 内藤 晴夫
【本店の所在の場所】	東京都文京区小石川4丁目6番10号
【電話番号】	03-3817-3815
【事務連絡者氏名】	総務・環境安全部長 田中 光明
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区小石川4丁目6番10号
【電話番号】	03-3817-3815
【事務連絡者氏名】	総務・環境安全部長 田中 光明
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【発行登録書の提出日】	平成28年3月30日
【発行登録書の効力発生日】	平成28年4月7日
【発行登録書の有効期限】	平成30年4月6日
【発行登録番号】	28-関東35
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 0円（注1） 800,000,000円（注2） （注）1 新株予約権証券の発行価額の総額であります。 2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。
【発行可能額】	0円（注1） 800,000,000円（注2） （注）1 新株予約権証券の発行価額の総額であります。 2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は平成28年4月26日（提出日）であります。
【提出理由】	平成28年3月30日に提出した発行登録書の一部に訂正を要する箇所があることによります。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

【訂正内容】

平成28年3月開催の社外取締役独立委員会において、「当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針」（以下、本対応方針という）の有効期間が平成28年6月30日までであることを踏まえ、本対応方針の継続、見直しまたは廃止について審議され、有効期間と一部の字句の変更を行った上で、本対応方針の継続を旨とする提案を取締役会に行うことを決議いたしました。

社外取締役独立委員会からの提案を受け、同年4月26日の取締役会において、当社が引き続き本対応方針を継続することを決議いたしました。これに伴い、以下のとおり訂正します。

訂正箇所は_____ 〇で示しています。

第一部【証券情報】

第3【その他の記載事項】

（訂正前）

当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針（以下、本対応方針という）について

本対応方針は、平成18年2月開催の取締役会において社外取締役独立委員会より提案され、導入されたものです。その後、平成23年8月の取締役会において、本対応方針の継続を決議し、更新しています。

本対応方針については、毎年、定時株主総会終了後に、新たに選任された社外取締役全員で構成される社外取締役独立委員会で継続・見直し・廃止の審議が行われることになっております。平成27年度については、6月に開催した社外取締役独立委員会で、本対応方針が

(1) 経営陣の恣意性が排除されている

(2) 本対応方針は、毎年、継続・見直し・廃止が検討される

(3) 取締役選任議案をもって、本対応方針に対する株主の皆様のご意向を反映できる

という3点の仕組みを有しており、本対応方針の継続を当社取締役会に提案する旨の決議を行いました。社外取締役独立委員会からの提案を受け、同年7月の取締役会において、本対応方針の継続について審議し、これを決議しました。

< 中略 >

4. 有効期間

本対応方針の有効期間は、平成28年6月30日までです。なお、本対応方針は、定時株主総会直後に新たに選任された社外取締役全員で構成される社外取締役独立委員会で、毎年、継続・見直し・廃止の審議が行われます。

(訂正後)

当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針（以下、本対応方針という）について

本対応方針は、平成18年2月開催の取締役会において社外取締役独立委員会より提案され、導入されたものです。その後、平成23年8月の取締役会において、本対応方針の継続を決議し、更新しています。

本対応方針については、毎年、定時株主総会終了後に、新たに選任された社外取締役全員で構成される社外取締役独立委員会で継続・見直し・廃止の審議が行われることになっております。平成27年度の社外取締役独立委員会では、本対応方針の有効期間が平成28年6月30日までであることを踏まえ、その継続、見直し、廃止について審議を行ない、平成28年3月開催の社外取締役独立委員会において、以下の理由により本対応方針の継続を旨とする提案を取締役会に行うことを決議しました。

本対応方針は、経営陣の恣意性が排除される仕組みであり、経営陣の保身を目的とするものではない。

本対応方針は、その有効期間内であっても、毎年、見直し・廃止が検討できる。

株主総会の取締役選任議案をもって、本対応方針に対する株主の皆様のご意向を反映できる仕組みが確保されている。

なお、本対応方針の継続にあたり、その有効期間を平成33年6月30日までとすること、および一部の字句の修正を行なうことが併せて決議され、取締役会に提案されました。

当社は社外取締役独立委員会の提案を受け、平成28年4月26日の取締役会において、本対応方針の継続を決議しました。

< 中略 >

4. 有効期間

本対応方針の有効期間は、平成33年6月30日までです。なお、本対応方針は、定時株主総会直後に新たに選任された社外取締役全員で構成される社外取締役独立委員会で、毎年、継続・見直し・廃止の審議が行われます。